

区役所DX実行計画推進プロジェクトチーム設置要綱

(設置及び目的)

- 第1条 大阪市DXの推進に関する規程（令和5年達第15号）第9条第1項に基づき、大阪市DX推進本部に区役所DX実行計画推進プロジェクトチーム（以下「区役所DXPT」という。）を置く。
- 2 区役所DXPTは、大阪市DX戦略におけるバーチャル市役所のファーストステップとして位置付けた区役所DXの実現をめざして、そのための具体的な取組やそのロードマップを示した区役所DX実行計画（以下「実行計画」という。）を着実に推進することを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 区役所DXPTの所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 実行計画推進における達成目標及び効果指標の設定に関すること。
 - (2) 実行計画における事業の進捗管理に関すること。
 - (3) モデル区事業における全区展開の決定に関すること。
 - (4) 区役所DXPT以外の本市関連プロジェクトチームの取組との連携に関すること。
 - (5) その他関連する事項に関すること。

(組織)

- 第3条 区役所DXPTは、リーダー、幹事及び構成員で組織する。
- 2 リーダーは、区役所が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。
 - 3 幹事は、区長会議設置規程（平成25年達第37号。以下「規程」という。）第3条第3項の規定により区長会議の会長に指名された区長及び規程第4条第2項の規定により人事・財政部会の部会長に指名された区長から指名された区長、デジタル統括室長並びに市民局長をもって充てる。
 - 4 構成員は、規程第4条第2項の規定により部会の部会長に指名された区長及びリーダーが指名する関係所属長をもって充てる。
 - 5 リーダーは、区役所DXPT会議を招集し、主宰する。
 - 6 幹事及び構成員は、前条に定める所掌事項の円滑かつ効果的な処理が図られるよう、相互に連携しなければならない。
 - 7 リーダーが必要と認めるときは、幹事及び構成員以外の者に区役所DXPT会議に出席を求めることができる。

(事業別のプロジェクトチーム及びワーキンググループ)

- 第4条 区役所DXPTは、第2条に規定する所掌事項にかかる個々の事業の実施案の検討、技術調査並びに関係局との調整等を実施するため、事業別のプロジェクトチーム及びワーキンググループ（以下「事業別PT・WG」という。）を置くことができる。

(庶務)

第5条 区役所DXPT会議及び事業別PT・WGの庶務は、デジタル統括室及び市民局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区役所DXPTが定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。